これは謄本である。

令和 4 年 7月19日 東京地方裁判所民事第 2 部 裁判所書記官 **日 田 淳**



令和4年(行ク)第147号 訴訟救助の申立て事件

(基本事件 令和4年(行ウ)第208号 公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件)

決定

東京都江東区北砂5丁目20番10-609

申立人 (原告) 孫

樹斌

東京都江東区東陽4丁目11番28号

相手方(被告) 江 東 区

同代表者兼処分行政庁区長 山 﨑 孝 明

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

理

相手方(被告) 東 京 都

同代表者兼裁決行政庁知事 小 池 百 合 子

由

主

本件申立てを却下する。

15 第1 申立ての趣旨

10

基本事件につき、申立人に対し、訴訟上の救助を付与する。

第2 当裁判所の判断

- 1 申立人は、江東区民であるところ、特別区民税・都民税を滞納し、処分行政 庁が、申立人名義の銀行預金の払戻請求権を差し押さえた後、第三債務者から 取り立てた金銭を上記税に配当したので、申立人は、裁決行政庁に対し、同差 押処分の取消しを求めて審査請求をしたが、裁決行政庁は、同審査請求を却下 する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をした。基本事件は、申立人が、行 政事件訴訟法3条2項の処分の取消しの訴えとして、上記差押え及び配当の各 処分(以下、併せて「本件各処分」という。)の取消しを求めるとともに、同条 3項の裁決の取消しの訴えとして、本件裁決の取消しを求める事案である。
- 2(1) まず、本件各処分の取消しの訴えについてみると、行政不服審査法4条柱

書きは、審査請求は、特別の定めがある場合を除くほか、同条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする旨定めるところ、東京都知事は、特別区民税・都民税の滞納処分に係る事務について、特別区の区長の上級行政庁ではなく、同事務について上級行政庁はないから、同条1号により、本件各処分に対する審査請求は江東区長に対してすべきこととなる。しかしながら、一件記録によると、申立人は、本件各処分についての審査請求を東京都知事に対してしているから、同審査請求は不適法である。

そして、特別区民税・都民税の滞納処分に係る取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないところ(地方税法19条の12、19条2号)、上記のとおり申立人は本件各処分について適法な審査請求をしていない上、一件記録を精査しても、行政事件訴訟法8条2項各号が定める裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起できる場合に該当する事情も見当たらないから、本件各処分の取消しを求める訴えは、審査請求前置の要件を満たさず不適法である。

- (2) 次に、本件裁決の取消しの訴えについてみると、裁決の取消しの訴えにおいては、当該裁決に固有の瑕疵を主張する必要があるところ(行政事件訴訟法10条2項)、原告が訴状及び令和4年6月8日付け回答書において主張する事由は、いずれも本件裁決に固有の瑕疵の主張とはいえない。
- (3) 以上によれば、基本事件の訴えは、いずれも「勝訴の見込みがないとはいえない」(民事訴訟法82条1項ただし書)ことにつき疎明があるとはいえない。
- 3 よって、本件申立ては理由がないから、これを却下することとして、主文の とおり決定する。

令和4年7月19日

10

15

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

春 名



裁判官

片 瀬



裁判官

下 道 良



令和4年(行ウ)第208号 公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件

原 告 孫樹斌

被 告 江東区、東京都

補正命令

原告に対し、訴訟救助申立却下決定(当庁令和4年(行ク)第147号)確定の 日から14日以内に下記の事項を補正することを命ずる。

記

- 1 訴え提起手数料として、収入印紙1000円分の納付
- 2 書類の送達費用として、郵便切手8178円分(内訳:500円12枚、100円10枚、84円7枚、50円4枚、20円10枚、10円10枚、5円12枚、2円10枚、1円10枚)の予納

令和4年7月19日 東京地方裁判所民事第2部 裁判長裁判官 春 名



これは謄本である。 令和 4 年 7 月 19日 東京地方裁判所民事第 2 部 裁判所書記官 戸田

